

上山市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品への買い換えを促進することにより、物価高騰の影響を受ける家庭におけるエネルギー費用を軽減させるとともに、ゼロカーボンシティに向けた意識の啓発とその実現に寄与するため、省エネ家電製品へ買い換える者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）、電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）及びLED照明機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自らが居住する住宅の既存のエアコン、冷蔵庫又はLED照明機器を同種類の対象製品に買い換え、その住宅（店舗付き住宅の場合は、居住部分に限る。）に設置した者。ただし、居住する住宅が自らの所有でない場合は、住宅の所有者から設置の同意が得られている者であることとする。
- (3) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (4) 補助事業について、国、県、本市、その他の団体の補助金等の交付を受けていない者
- (5) 市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす省エネ家電製品（以下「対象製品」という。）の本体価格及び設置工事費（消費税を含む。）とする。ただし、既存の家電製品の処分に係る費用は、対象外とし、クーポンやポイント等による割引の額は、対象経費から差し引くものとする。

- (1) 市内の店舗において購入した新品であること。
- (2) インターネット又は個人売買で購入したものでないこと。
- (3) 令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間に購入したものであること。
- (4) 既存の家電製品又は既存の照明機器（LED照明を除く。）からの買い換えであること。
- (5) 購入時点において、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パー

セント以上、又は、統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の3の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条及び第14条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上山市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、令和8年5月8日から令和8年10月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象製品の購入及び設置費用に係る領収書又はレシートの写し及び補助対象経費の内訳がわかる書類の写し
- (2) 対象製品の省エネ基準達成率及び統一省エネラベルが確認できるカタログ又は仕様書等の写し
- (3) メーカーが作成した対象製品の保証書の写し
- (4) 既存のエアコン、冷蔵庫の特定家電用機器廃棄物管理票（排出者控え）の写し又は既存の照明機器（LED照明を除く。）の設置状況がわかる写真
- (5) 対象製品の設置状況がわかる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請者及び申請者と同一世帯の者に対し、いずれか1種類とし、エアコン及び冷蔵庫の申請台数は、1台までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、上山市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）から上山市省エネ家電買い換え促進事業補助金請求書（様式第3号）の提出を受け、補助金を支払うものとする。

(処分の制限)

第9条 交付決定者は、対象製品の取得財産処分制限期間内に当該対象製品を補助金の目的に反して、使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、交付決定の住居から移動し、又は担保に供してはならない。

2 対象製品の取得財産処分制限期間は、6年間とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により当該対象製品を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により当該対象製品を買い換え又は処分するとき。

(3) その他市長が認めたとき。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第7条に規定する補助金の交付決定及び額の確定があった後についても適用するものとする。

(帳簿の保管)

第11条 交付決定者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して6年間保存しなければならない。

(状況調査)

第12条 市長は、補助金を交付した年度の翌年度から起算して6年間、交付決定者に対し、必要な調査等を求めることができる。

2 交付決定者は、市長が前項の規定による調査等を求めた場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。